

# 公害防止管理者研修会

## 環境関連法令の改正動向と留意点 (大気関係)

令和5年2月

静岡県くらし・環境部環境局 生活環境課

# 研修の内容

- 1 大気汚染防止法の概要等
- 2 大気汚染防止法施行令の一部改正  
⇒ばい煙規制に係るボイラーの  
規模要件の変更について
- 3 建築物等の解体等工事における  
石綿(アスベスト)規制の概要について
- 4 静岡県における大気汚染の状況

# 1 大気汚染防止法の概要等

# 大気環境対策の経緯①

年	主な事項
昭和37年	・「ばい煙の排出の規制等に関する法律」(ばい煙規制法)の制定
昭和42年	・「公害対策基本法」の制定
昭和43年	・「大気汚染防止法」の制定
昭和45年	・通称“公害国会”(第64回国会)で公害関係14法案可決 ・「大気汚染防止法」の一部改正 地域規制から全国規制へ、粉じん規制の導入等
昭和46年	・環境庁の発足 ・「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」(公害防止管理者法、組織整備法)の制定
昭和48年	・大気汚染に係る環境基準(二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダント)の告示
昭和49年	・「大気汚染防止法」の一部改正 硫酸化物に係る総量規制を導入
昭和53年	・二酸化窒素に係る環境基準の告示

# 大気環境対策の経緯②

年	主な事項
昭和56年	・「大気汚染防止法施行令」等の一部改正 窒素酸化物に係る総量規制を導入
平成元年	・「大気汚染防止法」の一部改正 特定粉じん(石綿)の規制の導入
平成2年	・「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」の制定
平成5年	・「環境基本法」の制定
平成8年	・「大気汚染防止法」の一部改正 特定粉じん排出等作業の規制、有害大気汚染物質対策の追加
平成9年	・有害大気汚染物質(ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン)に係る環境基準の告示
平成11年	・「ダイオキシン類対策特別措置法」の制定 ・ダイオキシン類による大気の汚染等に係る環境基準の告示
平成13年	・環境省の発足 ・ジクロロメタンに係る環境基準の告示 ・「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(自動車NO <sub>x</sub> ・PM法)の制定

# 大気環境対策の経緯③

年	主な事項
平成16年	・「大気汚染防止法」の一部改正 揮発性有機化合物(VOC)の規制の導入
平成17年	・「大気汚染防止法施行令」の一部改正 石綿に関して断熱材等を追加、排出等作業の規模等の要件を撤廃 ・「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」の制定
平成18年	・「大気汚染防止法」の一部改正 石綿に関して工作物の追加、通知により石綿の含有率 1% → 0.1%
平成21年	・微小粒子状物質(PM2.5)に係る環境基準の告示
平成22年	・「大気汚染防止法」の一部改正 測定結果の未記録・虚偽の記録等への罰則の追加
平成25年	・「大気汚染防止法」の一部改正 石綿対策の強化(特定粉じん排出等作業に係る変更)
平成27年	・「大気汚染防止法」の一部改正 水銀の大気排出対策(水俣条約の担保) ⇒平成30年4月1日施行
令和2年	・「大気汚染防止法」の一部改正 石綿対策の更なる強化(規制対象を全ての石綿含有建材に拡大等)

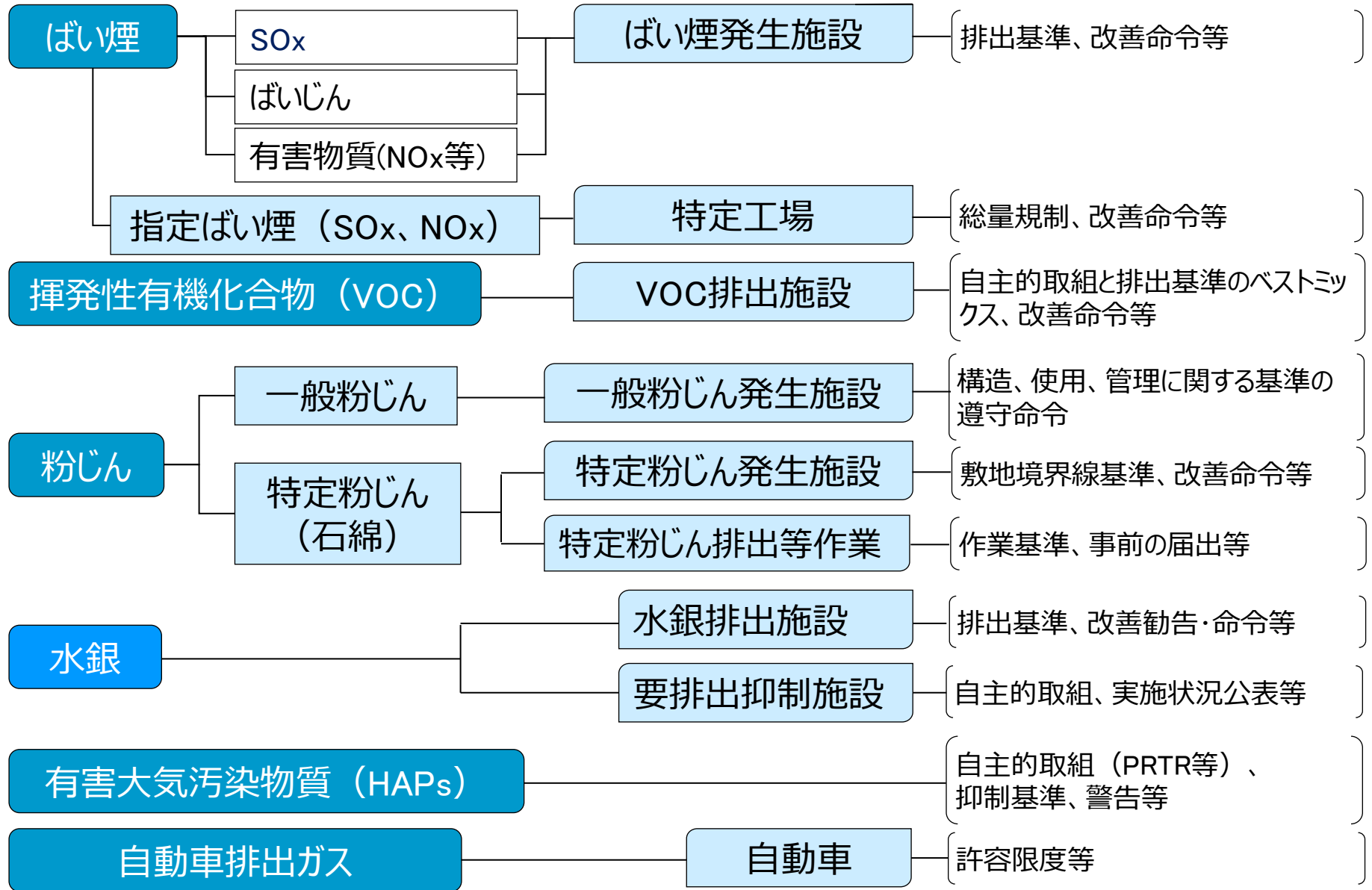
# 大気汚染防止法の目的

[法第1条]

この法律は、

- ① 工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制すること
- ② 水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため工場及び事業場における事業活動に伴う水銀等の排出を規制すること
- ③ 有害大気汚染物質対策の実施を推進すること
- ④ 自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全し、
- ⑤ 大気の汚染に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

# 大気汚染防止法の体系





# 施設に係る届出

施設	届出が必要なとき	届出時期	届出書
①ばい煙発生施設 ②VOC排出施設 ③一般粉じん発生施設 ④水銀排出施設	施設を設置しようとするとき	<施設①・②・④> 工事着手予定の61日 前まで（注） <施設③> 事前の届出（届出期限 なし）	施設設置 （使用、変 更）届出書
	施設の構造、使用方法、 処理方法等を変更しようとするとき		
	法施行時に、既に該当施設を設置しているとき		
	以下の変更があったとき ・届出者の住所・氏名 （名称、法人代表者氏名） ・工場・事業場の名称等	事由発生から30日以内	氏名等変更届出書
	施設を廃止したとき		使用廃止届出書
	施設を譲り受け・借り受けたとき		承継届出書

（注） 都道府県知事等は、届出受理から60日以内に限り、計画変更・廃止を命じることができ、届出内容が相当であれば、届出受理～工事着手までの期間を短縮できる。

2 大気汚染防止法施行令の一部改正  
⇒ばい煙規制に係るボイラーの  
規模要件の変更について

# ボイラーの規模要件の変更

大気汚染防止法施行令が改正され、令和4年10月1日からばい煙規制に関するボイラーの規模要件が変更になりました。

**変更前** 令和4年9月30日まで

伝熱面積10m<sup>2</sup>以上

または

バーナーの燃料の燃焼能力50L/h以上（重油換算）



**変更後** 令和4年10月1日から

燃料の燃焼能力50L/h以上（重油換算）

# ばい煙発生施設に係る規制

令和4年10月1日以降は

**燃烧能力50L/h未満のボイラーは、  
法規制対象外となります**

(ばい煙量・ばい煙濃度の測定が不要となります)

＜法規制対象外となった既設のボイラーの取扱い＞

- ・廃止届の提出不要
- ・提出済の設置届は返却せず、みなし廃止とする

※該当する事業者様には御案内済です。

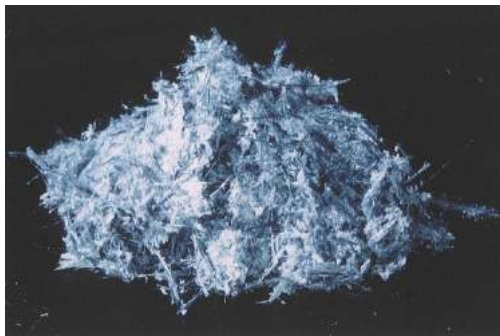
ボイラーの規模要件から伝熱面積の規模はなくなりましたが、小型ボイラーの該当性の判断に必要な情報であるため届出への伝熱面積の記入は引き続きお願いします。

### 3 建築物等の解体等工事における 石綿(アスベスト)の規制の概要 について

# 石綿(アスベスト)とは

- ・ 石綿は天然に生成した極めて細い鉱物繊維で、熱、摩擦、酸やアルカリにも強く、丈夫で変化しにくいという特性を持ち、しかも安価であるため、『奇跡の鉱物』、『魔法の鉱物』と呼ばれていた。
- ・ 石綿の用途はおよそ3,000種、うち約8割は建材(吹付け材、保温・断熱材、スレート材等)として、昭和30年頃から使用が一般化し、ビル、工場等から一般住宅まで、様々な建築物に広く使用されてきた。
- ・ 石綿を吸入することによって生じる疾患としては、中皮腫、肺がん等が知られている。
- ・ 現在では、石綿含む製品の輸入・製造・使用等は禁止されている。

クロシドライト(青石綿)



アモサイト(茶石綿)



クリソタイル(白石綿)



出典: せきめん読本(平成8年日本石綿協会)

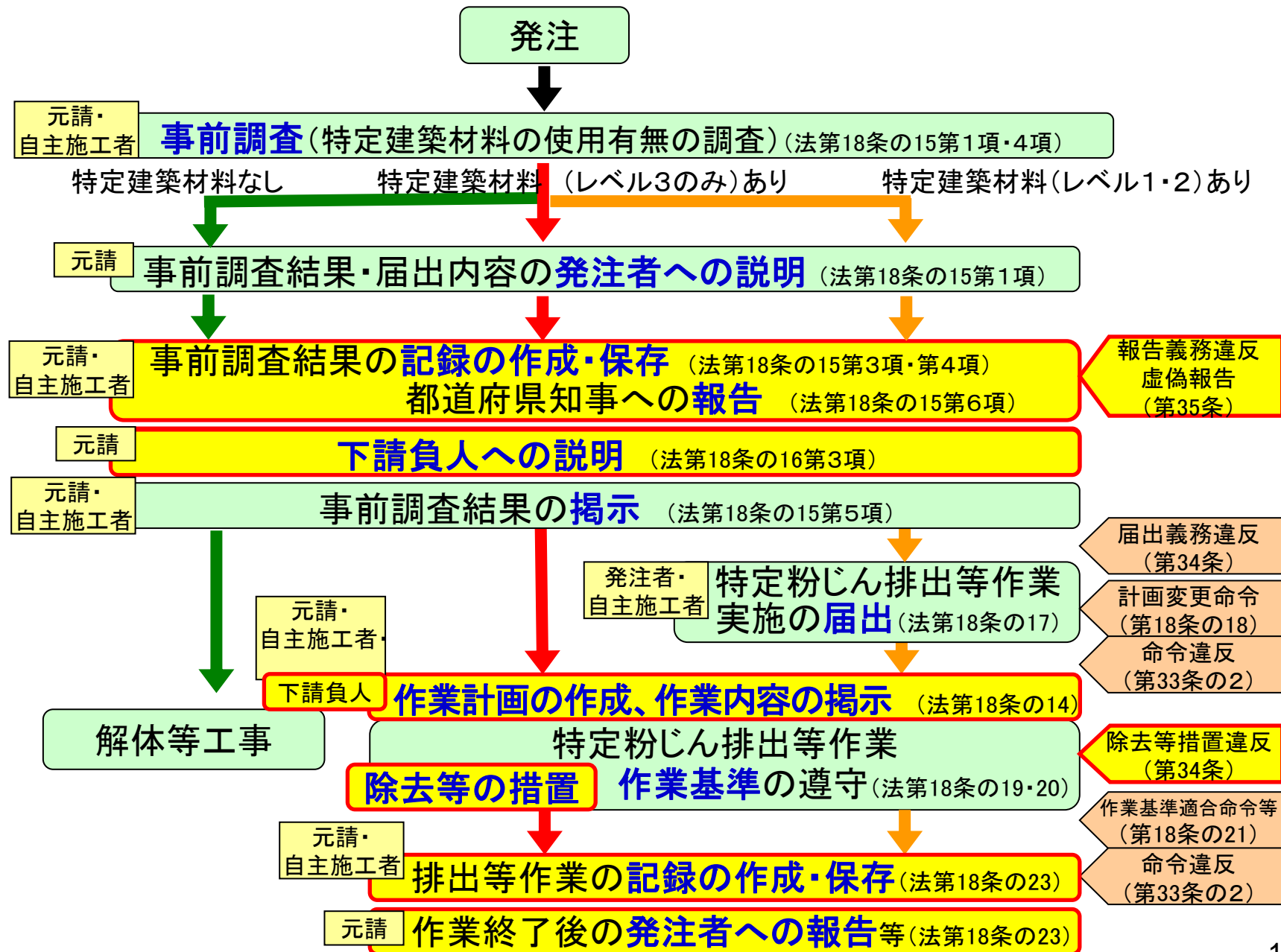
※この3種類の他に、トレモライト、アクチノライト、アンソフィライトがある。

# 石綿（アスベスト）含有建材

レベルの分類	レベル1	レベル2	レベル3
建材の種類	吹付け石綿	石綿含有断熱材 石綿含有保温材 石綿含有耐火被覆材	その他の石綿含有建材 (成形板等)
発じん性	著しく高い	高い	比較的低い
使用箇所の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐火建築物の柱等の耐火被覆用の吹付け材</li> <li>ボイラ室等の天井壁等の吸音等の吹付け材</li> </ul>  <p>鉄骨耐火被覆材</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配管等の保温材、建築物の柱等の耐火被覆材として張付け</li> <li>煙突用等の断熱材</li> </ul>  <p>配管エルボ部分の保温材</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の天井等に石綿含有成形板を張付け</li> <li>屋根材として石綿スレート</li> </ul>  <p>石綿含有スレート波板</p>

<出典:建設労働災害防止協会資料を一部修正、国土交通省 目で見えるアスベスト建材(第2版)>

# 解体等工事に係る大気汚染防止法の規制





# 事前調査の方法・発注者への説明

## 解体等工事に係る調査及び説明(法第18条の15第1項)

- 解体等工事の元請業者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果、届出対象特定工事※又はそれ以外の特定工事に係る事項等を記載した書面を交付して説明しなければならぬ。
- ※レベル1・2建材に係る工事

### □ 事前調査の方法(規則第16条の5)



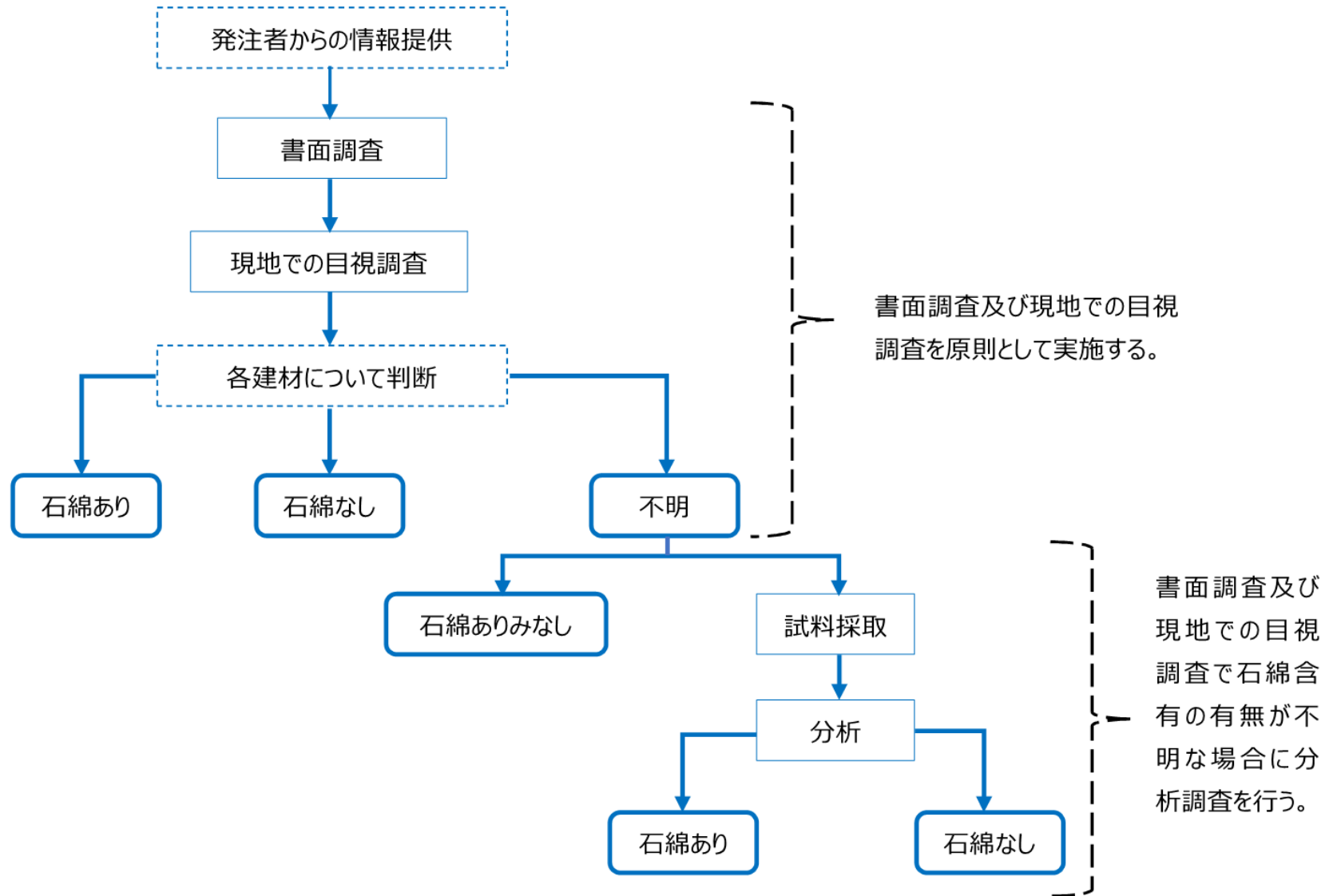
※解体等工事が平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当することが設計図書等の書面により明らかである場合は、特定建築材料の有無の目視による調査は不要とする。

### □ 事前調査を行う者※(一定の知見を有する者)(令和2年環境省告示第76号)

- ・ 建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者(一戸建て等石綿含有建材調査者は、一戸建て住宅等に限る)
- ・ 義務付け適用前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者

※令和5年10月1日から適用

# 事前調査の流れ



# 事前調査の記録の作成・保存

## 事前調査結果の発注者への説明、記録の作成・及び保存 (法第18条の15第1項、第3項・第4項)

- 解体等工事の元請業者は、環境省令で定めるところにより、発注者に対し、書面(記載内容は法令で規定)を交付して説明しなければならない。
- 解体等工事の元請業者は、事前調査に関する記録を作成し、当該記録及び発注者に説明する際の書面の写しを保存しなければならない。
- 解体等工事の自主施工者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、事前調査を行うとともに、当該調査に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。



### 【元請業者】

#### □ 事前調査の記録(規則第16条の8)

- ・ 解体等工事の元請業者の名称、調査終了年月日、調査方法、調査結果などの事項について記録
- ・ 解体等工事が終了した日から3年間保存

#### □ 発注者への説明の書面の写し

- ・ 解体等工事が終了した日から3年間保存

※記録の保存は電子でも可能

# 事前調査の発注者への説明・記録・保存資料の例

(元請業者が作成及び発注者に説明する場合の様式例)

別紙1

年 月 日

## 特定粉じん排出（石綿除去）等作業の概要

①発注者 住所

氏名（法人にあっては名称及びその代表者の氏名） 様

### 解体等工事に係る事前調査説明書面

②元請業者 住所

氏名

（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）

電話番号

大気汚染防止法第18条の15第1項に基づき、解体等工事に係る石綿使用の有無に関する事前調査結果について下記のとおり説明します。

③解体等工事の場所	(解体等工事の名称)
④解体又は改造・補修着手年月日	年 月 日 延床面積 m <sup>2</sup>
⑤解体等工事の種類	解体 改造・補修 階数 階建
⑥建築物等の竣工年	昭和・平成 年
⑦建築物等の概要	<input type="checkbox"/> 建築物 ( <input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 準耐火 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) ( <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) <input type="checkbox"/> その他工作物
⑧事前調査を行った者及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関の名称等	氏名 講習実施機関の名称 ( <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> その他 ( ) )
⑨調査を終了した年月日	年 月 日
⑩調査の方法	<input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 分析 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑪調査の結果	⑫特定建築材料の有無 <input type="checkbox"/> 石綿有又は石綿みなし有（詳細は別紙1のとおり） <input type="checkbox"/> 石綿無
	⑬破壊しない調査できない場所であって、解体等が始まる前に確認できなかった場所
⑭作業の指示	設置予定年月日 年 月 日
	設置場所 別紙のとおり
⑮大気汚染防止法に係る作業の実施の届出の要否	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要

備考 1 特定建築材料が有り、特定粉じん排出等作業に該当する場合は別紙1を添付すること。  
2 工事中に特定建築材料を見つけた場合、再度説明すること。

元請業者からこの書面の説明を受けました。 ⑯発注者氏名（法人にあっては名称並びに説明を受けた者の職及び氏名） 年 月 日
発注者へこの書面の説明を行いました。 ⑰元請業者氏名（法人にあっては名称並びに説明を行った者の職及び氏名） 年 月 日

※ 書面の構成等を改変する場合は、○番号の項目を記載した書面とすることが望ましい。

①特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物の解体作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項及び5の項を除く） 2の項 建築物の解体作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業（かき落とし、切断、又は被砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（5の項を除く） 3の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有仕上塗材を除去する作業（5の項を除く） 4の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業（1から3の項、事項を除く） 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 建築物の改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業
②特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日 至 年 月 日
③特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料等の種類並びにその使用箇所及び使用面積	1 吹付け石綿 ( ) m <sup>2</sup> 2 石綿を含有する保温材 ( ) m <sup>2</sup> 3 石綿を含有する耐火被覆材 ( ) m <sup>2</sup> 4 石綿を含有する断熱材 ( ) m <sup>2</sup> 5 石綿を含有する仕上塗材 ( ) m <sup>2</sup> 6 石綿を含有する成形板等 ( ) m <sup>2</sup> 詳細は別紙のとおり
④特定粉じん排出等作業の方法	除去 ・ 囲い込み ・ 封じ込め ・ その他 ( )
⑤特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由	
⑥特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況	別紙のとおり
⑦特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	別紙のとおり
⑧作業の指示	設置予定年月日 年 月 日
	設置場所 別紙のとおり
⑨特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号
⑩下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号

※ 書面の構成等を改変する場合は、○番号の項目を記載した書面とすることが望ましい。

備考 1 解体等工事が特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）に該当する場合に作成すること。  
2 特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）の対象となる建築物等の配置図、付近の状況、特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）工程を明示した特定工事（特定排出等工事）の工程の概要については、計画している作業方法等がわかるものを添付すること（作業工程を示す日程表、図面等）。

# 事前調査結果の掲示・現場への備え置き

## 事前調査結果の掲示等(法第18条の15第5項)

- 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、解体等工事を施工するときは、環境省令で定めるところにより、事前調査に関する記録の写しを当該解体等工事の現場に備え置き、かつ、事前調査の結果その他環境省令で定める事項を、当該解体等工事の現場において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

### □ 事前調査結果等の掲示(規則第16条の9、第16条の10)

- ・ 掲示の大きさ: 長さ42.0cm以上、幅29.7cm以上  
(A3用紙以上の大きさ。縦長・横長問わず)
- ・ 掲示内容: 解体等工事の元請業者の名称、調査方法、調査終了年月日、調査結果など

### □ 作業方法等の掲示(作業基準)(規則第16条の4第2号)

- ・ 掲示の大きさ: 長さ42.0cm以上、幅29.7cm以上  
(A3用紙以上の大きさ。縦長・横長問わず)
- ・ 掲示内容: 届出年月日、届出先、元請業者の名称、作業実施期間及び方法など

### □ 現場への備え置き: 具体的な方法等は指定しない。

解体等工事の施工期間中、常に現場にある事務所等へ備え置くことだけでなく、工事の施工者、都道府県等が事前調査に関する記録の写しを現場で確認可能な状態であれば差し支えない。





# 事前調査結果等の揭示例

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ			
<p>本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告<sup>※</sup>、労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第五号の二)の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております。</p> <p>石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。</p>			
事業場の名称: ○○○○解体工事作業所			
届出先及び届出年月日	東京○○労働基準監督署 東京 都・道・府・県 ○○市・区	令和○○年○○月○○日 令和○○年○○月○○日	発注者または自主施工者 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○不動産(株) 代表取締役社長 ○○ ○○
	調査終了年月日 看板表示日	令和○○年○○月○○日 令和○○年○○月○○日	住所 東京都○○区○-○
解体等工事期間 石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日 令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日		
調査方法の概要(調査箇所)		元請業者(工事の施工者かつ調査者)	
<p>【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査</p> <p>【調査箇所】建築物全体(1階~4階)</p> <p>※改修等の場合は、改修等を実施するために調査した箇所を記載する。 (例)1階機械室(改修等工事対象場所)</p>		氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○	
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)		住所 東京都○○区○-○	
<p>【石綿含有あり】</p> <p>1階 機械室 吹付け石綿 クリントイル</p> <p>1階 機械室 保温材(石綿含有とみなし)</p> <p>エレベーターシャフト 吹付け石綿 クリントイル</p> <p>【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照</p> <p>1~4階 トイレ内PS 保温材③</p> <p>1~4階 床:ビニル床タイル③、天井:フレキシブルボード④ その他の建材④⑤</p>		現場責任者氏名 ○○ ○○ 連絡場所 TEL 03-xxxx-xxxx ○○ ○○ を石綿作業主任者に選任しています。	
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法		調査を行った者(分析等の実施者)	
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	除去・囲い込み・封じ込め・その他	氏名又は名称及び住所	
集じん装置	機種・型式・設置数	事前調査・試料採取を実施した者	
	排気能力(m <sup>3</sup> /min)	①特定建築物石綿含有建材調査者 ○○環境(株)氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所:東京都○○区○○-○○	
	使用するフィルタの種類及びその集じん効果(%)	分析を実施した者 ②○○環境分析センター 氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所:埼玉県○○市○○-○○	
使用する資材及びその種類	・湿潤用薬液:○○○○○ ・固化用薬液:○○○○○ ・隔離用シート(厚さ:床○mm、その他○mm) ・接着テープ 等	その他事項	
その他の石綿(特定粉じん)の排出又は飛散の抑制方法	(例)吹付け層に薬液を含浸する等により表面を被覆する封じ込め工法 <sup>※</sup> (例)板状材料で完全に覆うことにより密閉する囲い込み工法 <sup>※</sup>	調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日	
備考:その他の業種等の届出年月日	○○区建築物の解体工事等に関する要綱(令和○○年○月○日届出)		

引用:建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿漏えい防止対策徹底マニュアルp115~117  
「石綿事前調査結果報告システムの出カデータから各種資料が作成できるツール」からも作成可能

# 事前調査結果の都道府県知事等への報告 (令和4年4月1日施行)

## 事前調査結果の都道府県知事等への報告(法第18条の15第6項)

○ 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、調査を行ったときは、遅滞なく、当該調査の結果を都道府県知事に報告しなければならない。

### □ 報告の対象(規則第16条の11第1項)



解体工事  
床面積合計80㎡以上



建築物の改造・補修工事  
請負代金合計100万円以上  
(材料費・消費税を含む。)



工作物※の解体・改造・補修工事  
請負代金合計100万円以上  
(材料費・消費税を含む。)  
※環境大臣が定めるものに限る

### □ 事前調査結果の報告対象工作物(令和2年環境省告示第77号)

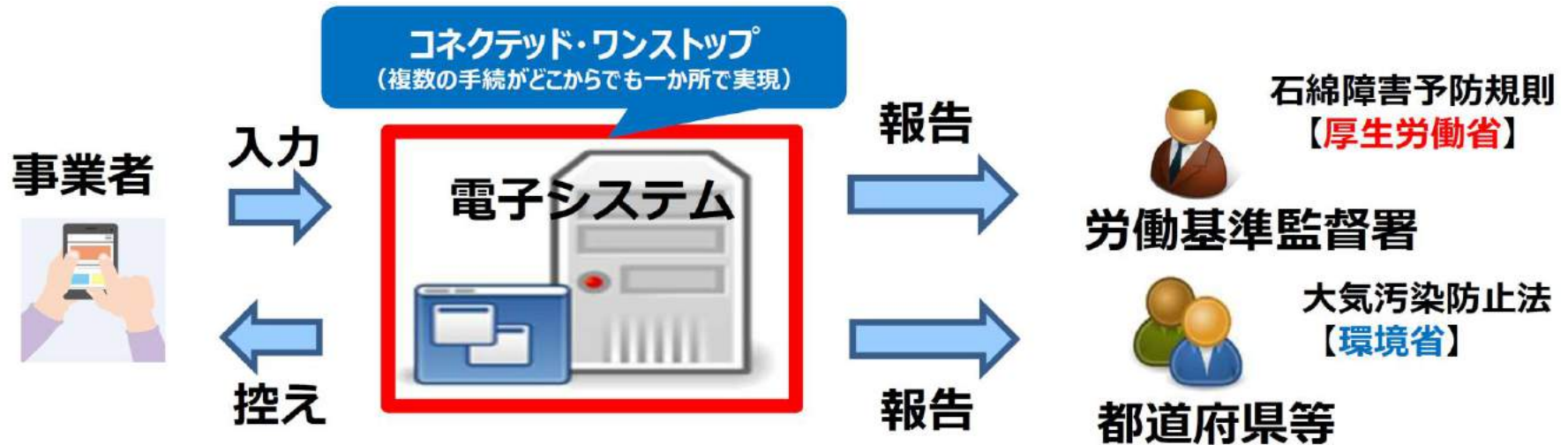
- ・反応槽
- ・加熱炉
- ・ボイラー及び圧力容器
- ・配管設備(建築物に設ける給水設備等を除く)
- ・焼却設備
- ・煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く)
- ・貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く)
- ・発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く)
- ・変電設備
- ・配電設備
- ・送電設備(ケーブルを含む)
- ・トンネルの天井板
- ・プラットホームの上家
- ・遮音壁
- ・軽量盛土保護パネル
- ・鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板

# 事前調査結果の報告の方法

## □ 報告の方法(規則第16条の11第4項)

- ・ 都道府県等が建築物等の解体等工事に係る事前調査の結果を迅速かつ幅広く把握するため、厚生労働省と環境省が連携し、事前調査結果の報告に係る電子システムを新たに整備
- ・ 原則として電子による報告\*とする。建築物に係る報告件数は膨大な数になると考えられることから、一度入力した内容の自動入力やスマートフォン等からの入力を可能とするなど、利便性に配慮

\* やむを得ない場合は、書面による報告





# 石綿事前調査結果報告システムの利用方法

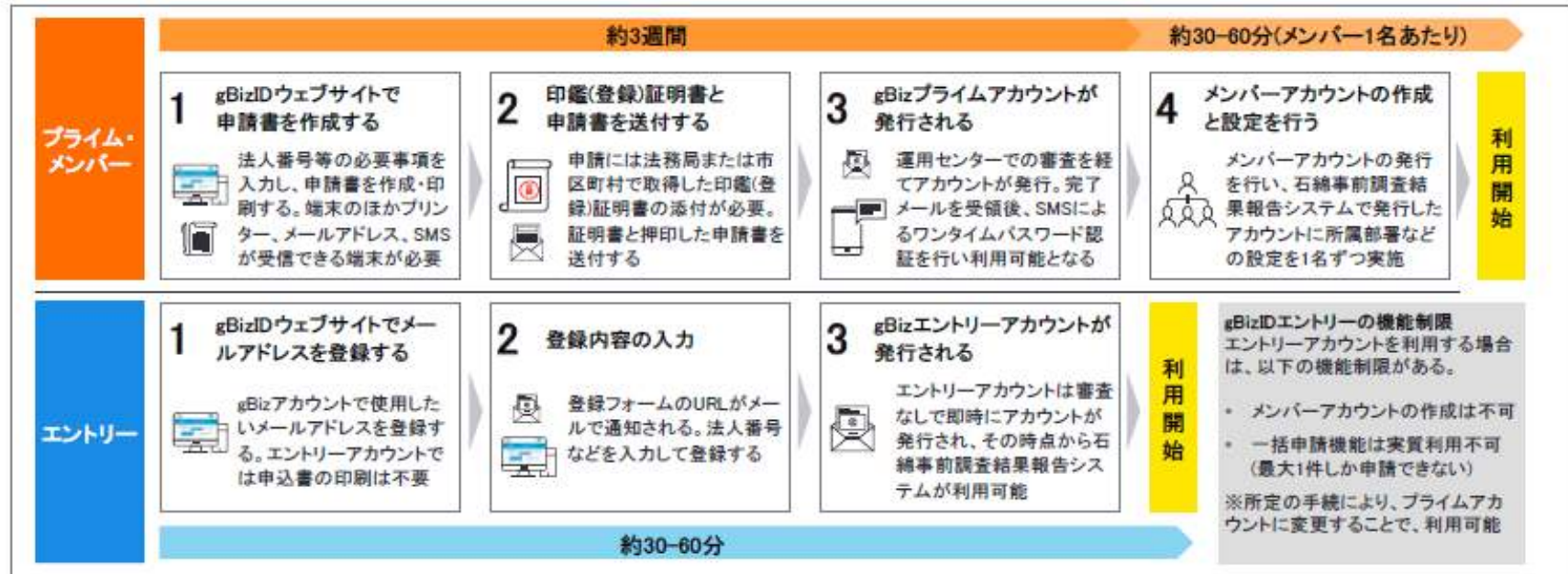
- ・事業者はパソコン、タブレットパソコン、スマートフォンでインターネットを経由して申請
- ・事業者はシステムを利用するためのID管理について、石綿事前調査結果報告システムを利用する事業者にGビズIDを取得し、それをログインIDとして活用する

## 1. GビズIDとは

GビズIDは、経済産業省が運営する複数の行政サービスを1つのアカウントにより、利用することのできる認証システム。

事業者向けのアカウントは「gBizIDエントリー」「gBizIDプライム」があり、「エントリー」は審査なしで即時に発行され、「プライム」は印鑑(登録)証明書の提出、審査を経て発行される。また「gBizIDプライム」は「gBizIDメンバー(子ID)」の発行が可能。石綿事前調査結果報告システムは「エントリー」「プライム」「メンバー」のすべてのIDで利用可能であるが、支店や営業所別の権限管理、一括申請機能を利用する事業者には、「プライム」の取得を推奨。

## 2. 登録手順



GビズIDURL : <http://gbiz-id.gp.jp>

# 石綿事前調査結果報告システム

石綿事前調査結果報告システム

文字サイズ 小 中 大

厚生労働省 環境省

お聞かせ ヘルプ

## ログイン

●石綿事前調査結果報告システムとは

石綿事前調査結果報告システムとは、労働安全衛生法に基づく石綿調査手続規則、及び大気汚染防止法に基づく石綿調査の種類の事前調査結果の報告手続（申請）をオンラインで行えるシステムです。

- 報告が必要となる工事
  - ・建設物の解体工事（解体作業の体積積90㎡以上）
  - ・建築物の改修工事（調査金額100万円以上（税込））
  - ・工作物の解体・改修工事（調査金額100万円以上（税込））
  - ・道路の築地の解体・改修工事（延べ面積20トン以上）

※調査金額については、調査契約が発生していない場合でも、調査人に施工させた場合の適正な調査金額を算出してください。

ヘルプデスク等へお問い合わせになる前に

- お問い合わせになる前に下記をご確認ください。
  - ・Eメール
  - ・利用マニュアル
- 申請内容（製法）と照して下記をご確認ください。
  - ・建築物の解体等に係る石綿はく塵防止及び石綿除去塵埃防止対策マニュアル

上記内容で解決しない場合はお近くの労働基準監督署、又は自治体・環境担当部署へお問い合わせください。

- ・労働基準監督署（労働安全衛生法・石綿調査手続規則）
- ・環境省大気汚染防止法施行規則（大気汚染防止法）

登録済みの方

初めてのの方はこちら

GビジネスIDでログイン

GビジネスIDを作成

初めて利用する方へ

石綿事前調査結果報告システムを利用するためには、認証システム（GビジネスID）により事前にアカウントを作成する必要があります。

GビジネスIDをお持ちでない方は「GビジネスIDを作成」から、アカウントの作成をしてください。

（GビジネスIDでアカウントを取得することにより、複数の行政サービスにアクセスすることが可能になります。）

システムの利用方法

本システムの利用方法については、下記サイトの利用者マニュアルおよびシステム操作説明動画をご確認ください。

- ・石綿調査情報ポータルサイト（厚生労働省）
- ・事前調査結果の報告について（環境省）

※メンバーアカウントへの利用可能サービスの登録方法およびグループ情報の登録方法は下記を参照してください。

- ・メンバーアカウントのサービス登録方法

お聞かせ

すべて見る

石綿事前調査結果報告システム

文字サイズ 小 中 大

厚生労働省 環境省

トップ 監視状況 一時停止 下書き一覧 申請一覧

お聞かせ ヘルプ お問い合わせ

## トップ

新規申請

下書き一覧

一括申請

申請一覧

▶ 一括申請の様式(Excel)はこちらからダウンロードできます

▶ 工事指示文書（解体等工事に係る事前調査説明書面等）の出力ツールはこちらからダウンロードできます

※ 使用方法については利用者マニュアル（メニュー「ヘルプ」→システムマニュアル）を参照ください

下書き保存件数  
1件

当月の申請件数  
4件

お聞かせ

すべて見る

2022/03/18 <sup>Thu</sup> 【事前にご確認ください】

事前調査結果報告システムURL：  
<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/>

# 事前調査結果報告についての注意事項

- 1 やむを得ない場合を除き、電子システムによる報告をお願いします。
- 2 紙により報告をする場合は、大気汚染防止法所管の県等と石綿障害予防規則所管の労働局の両方の機関の報告が必要となります。  
大気汚染防止法に係る報告書は、工事現場の所在地を管轄する県健康福祉センター（静岡市、浜松市、富士市、沼津市はそれぞれの市）へ提出してください。  
石綿障害予防規則に係る報告書は労働基準監督署へ提出してください。
- 3 電子システムによる報告の場合に、解体等工事の住所を入力する際は、住所を直接入力せず、郵便番号から入力してください。（郵便番号を入力すると、解体等工事の所在地の所管部署が自動で設定できるようになっています。）
- 4 「事前調査を実施した者」は、できる限り記入をお願いします。（石綿含有調査者の資格を有する者等でない場合も記入していただくと事前調査を実施したことが明確になりますので、なるべく記入をお願いします。）  
※ 令和5年10月1日以降は、石綿含有調査者の資格を有する者等が実施することとなっております。記入は必須となります。

### 3 静岡県における大気汚染の状況

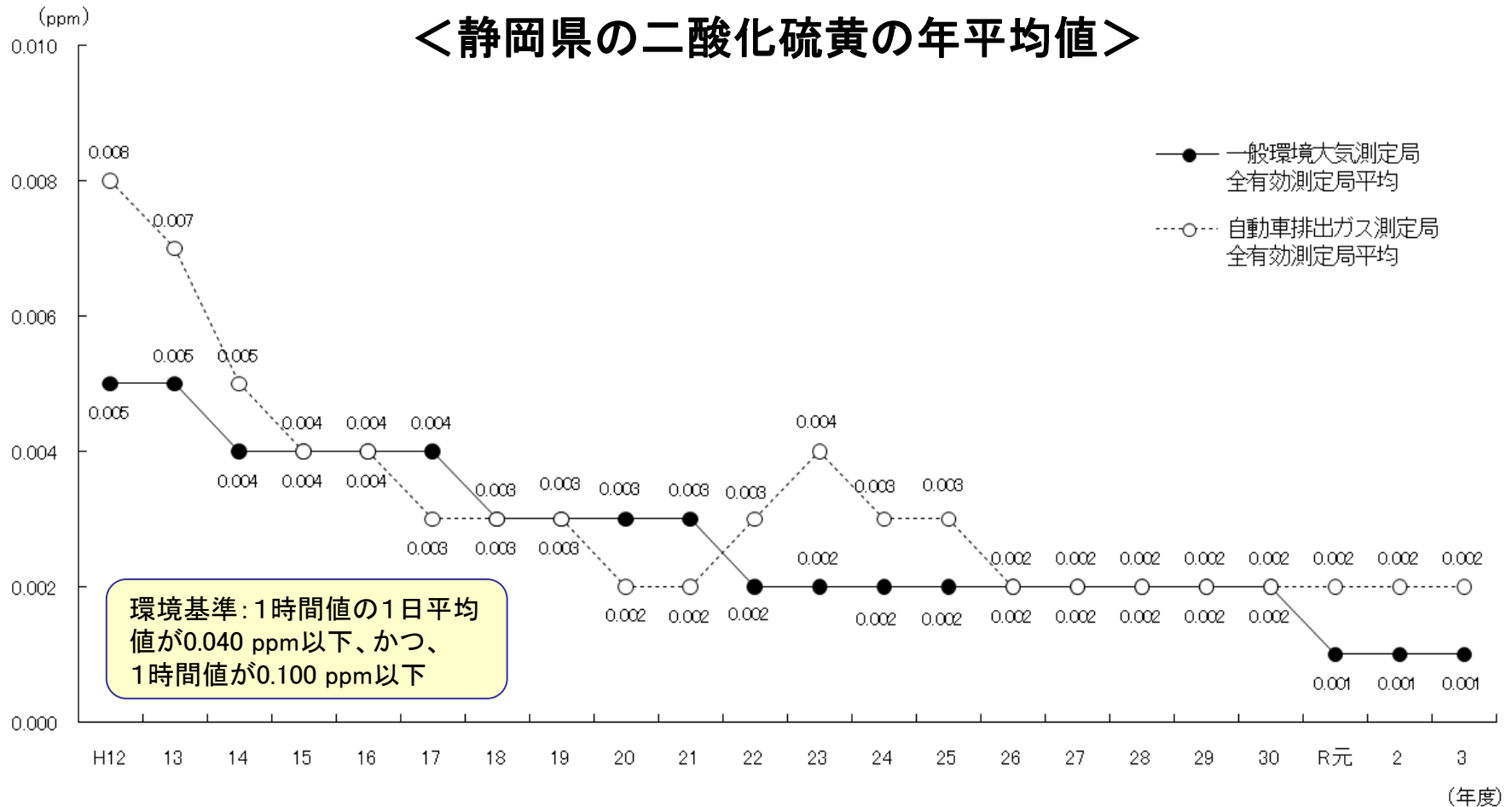
# 大気汚染物質の環境基準

## ○大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm以下であること
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20 ppm以下であること
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m <sup>3</sup> 以下であること
微小粒子状物質	1年平均値が15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること
光化学オキシダント	1時間値が0.06 ppm以下であること

# 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

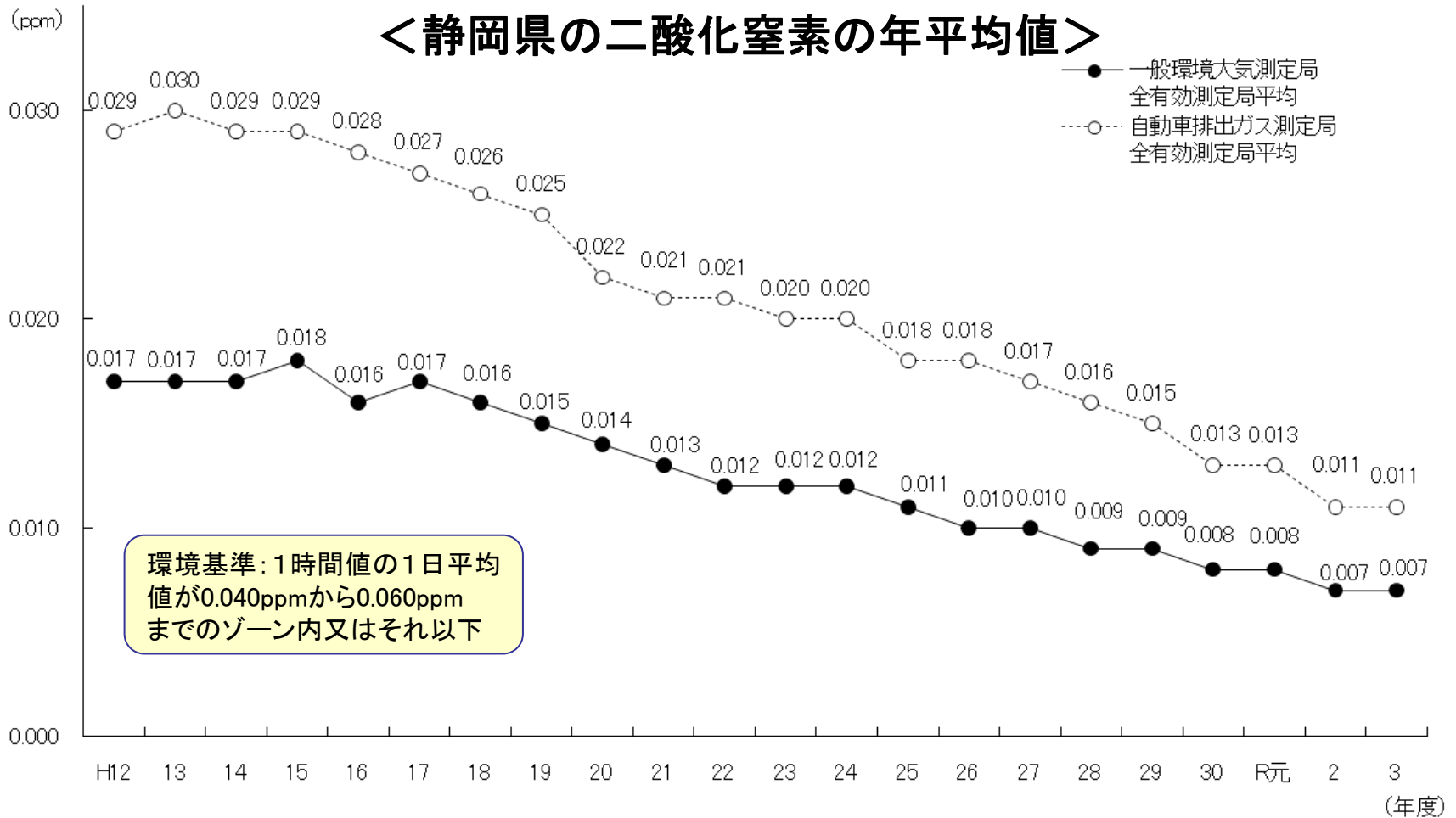
## ＜静岡県の二酸化硫黄の年平均値＞



## ＜本県の環境基準達成状況＞

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般大気環境測定局	100%(31/31)	100%(33/33)	100%(30/30)	100%(27/27)	100%(28/28)
自動車排ガス測定局	100%(1/1)	100%(1/1)	100%(1/1)	100%(1/1)	100%(1/1)

# 二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)

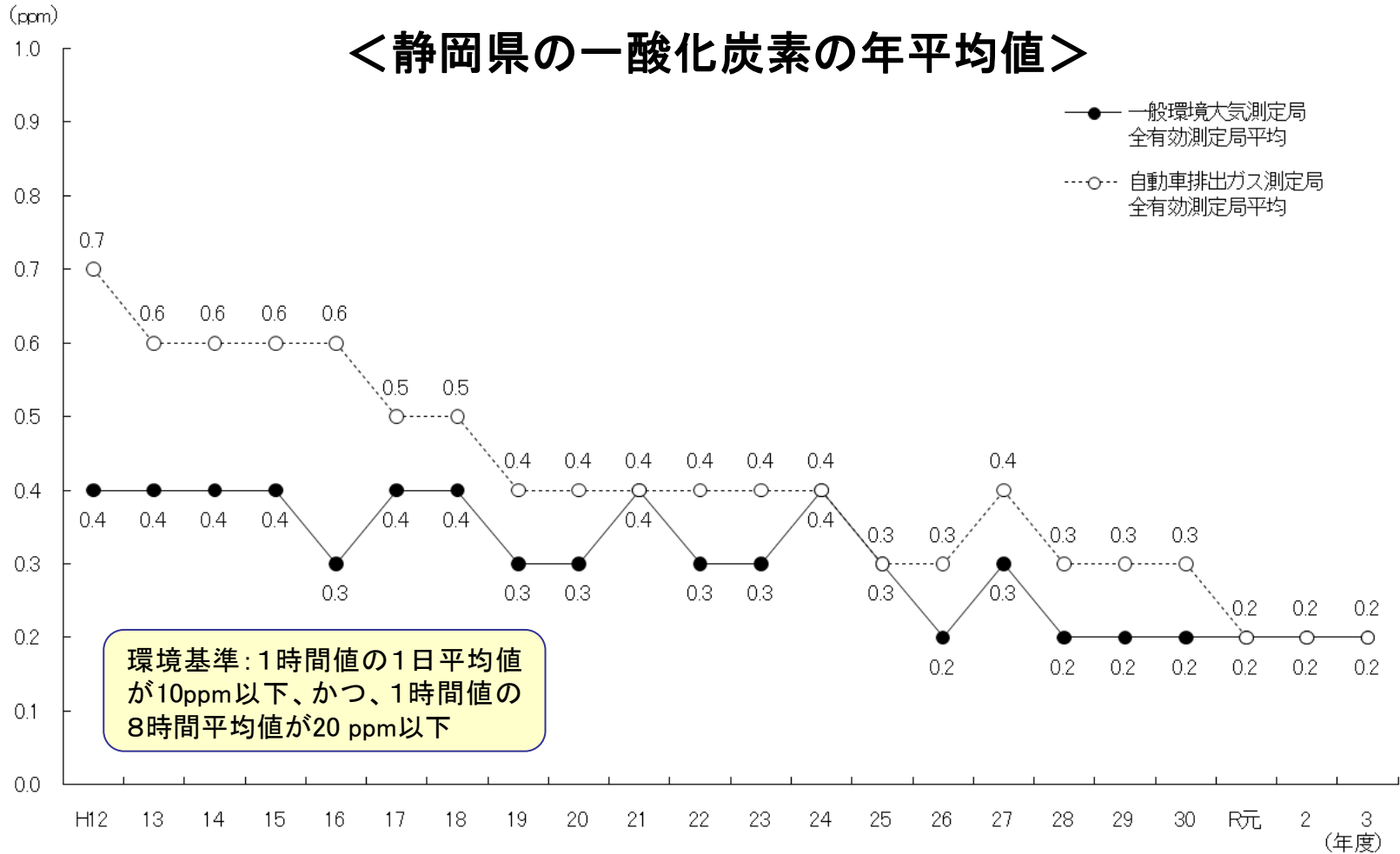


## ＜本県の環境基準達成状況＞

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般大気環境測定局	100%(47/47)	100%(46/46)	100%(45/45)	100%(43/43)	100%(45/45)
自動車排ガス測定局	100%(10/10)	100%(10/10)	100%(10/10)	100%(10/10)	100%(10/10)

# 一酸化炭素(CO)

## ＜静岡県の一酸化炭素の年平均値＞



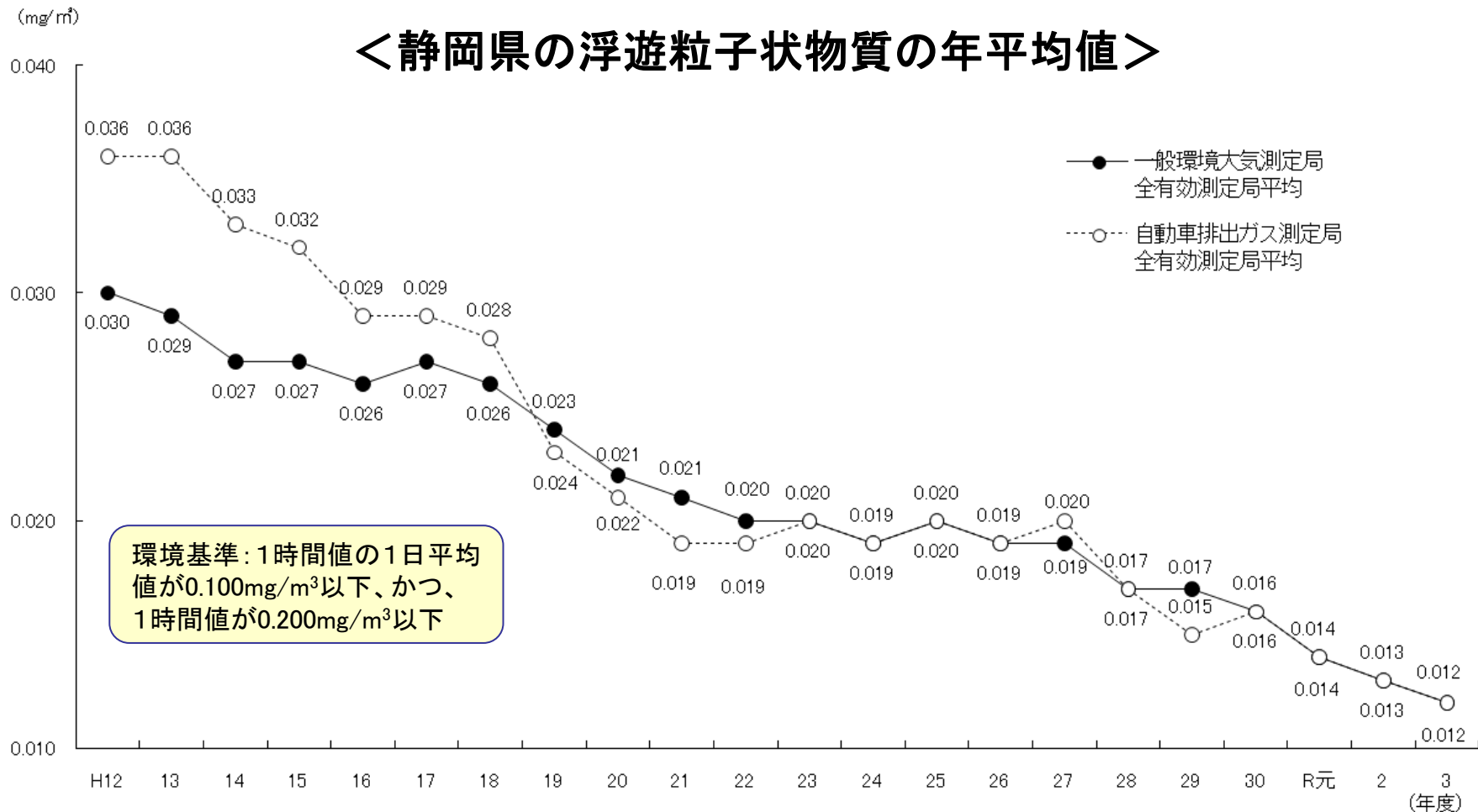
## ＜本県の環境基準達成状況＞

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般大気環境測定局	100% (4/4)	100% (4/4)	100% (4/4)	100% (4/4)	100% (4/4)
自動車排ガス測定局	100% (9/9)	100% (8/8)	100% (9/9)	100% (9/9)	100% (9/9)



# 浮遊粒子状物質 (SPM)

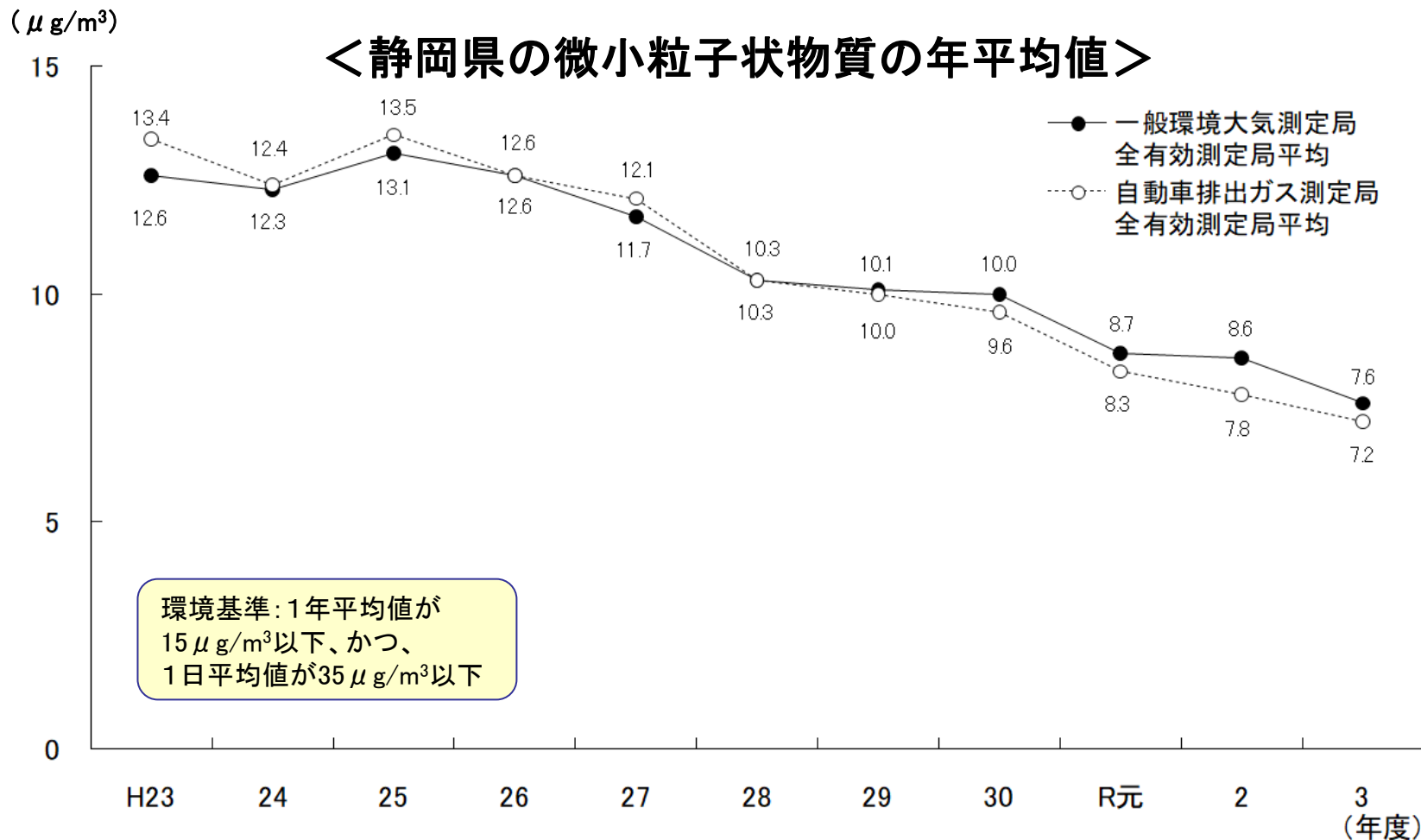
## ＜静岡県内の浮遊粒子状物質の年平均値＞



## ＜本県の環境基準達成状況＞

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般大気環境測定局	100%(42/42)	100%(42/42)	100%(41/41)	100%(39/39)	100%(41/41)
自動車排ガス測定局	100%(10/10)	100%(10/10)	100%(9/9)	100%(10/10)	100%(10/10)

# 微小粒子状物質 (PM2.5)

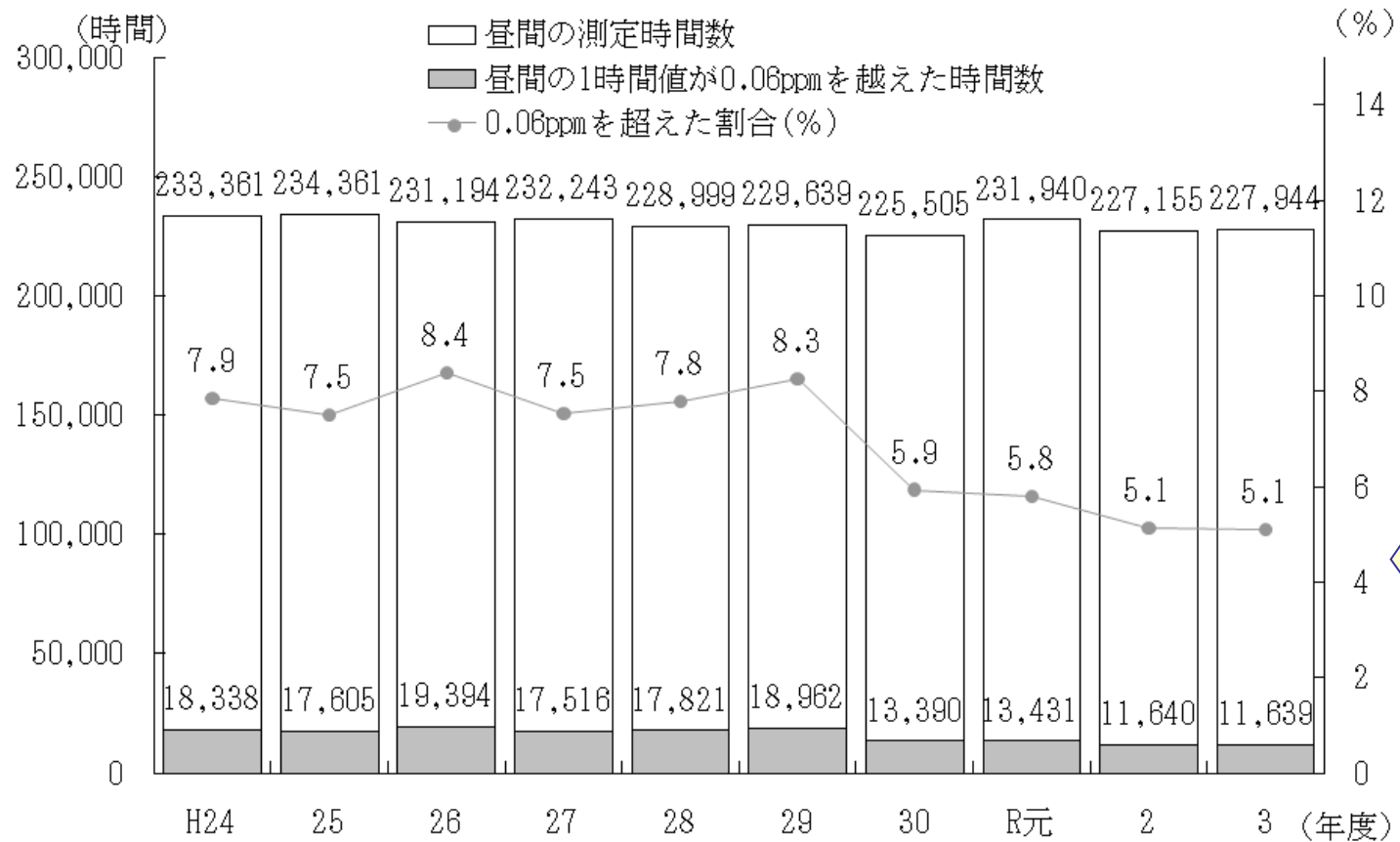


## ＜本県の環境基準達成状況＞

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般大気環境測定局	100%(26/26)	96%(27/28)	100%(29/29)	100%(25/25)	100%(28/28)
自動車排ガス測定局	100% (7/7)	100% (7/7)	100% (7/7)	100% (7/7)	100% (7/7)

# 光化学オキシダント

## 光化学オキシダントの昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数(県内)



### <本県の環境基準達成状況>

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般大気環境測定局	0%(0/43)	0%(0/43)	0%(0/43)	0%(0/43)	0%(0/43)

# 令和2年度・3年度の大気汚染等状況

## ○有害大気汚染物質の状況（環境基準達成率）

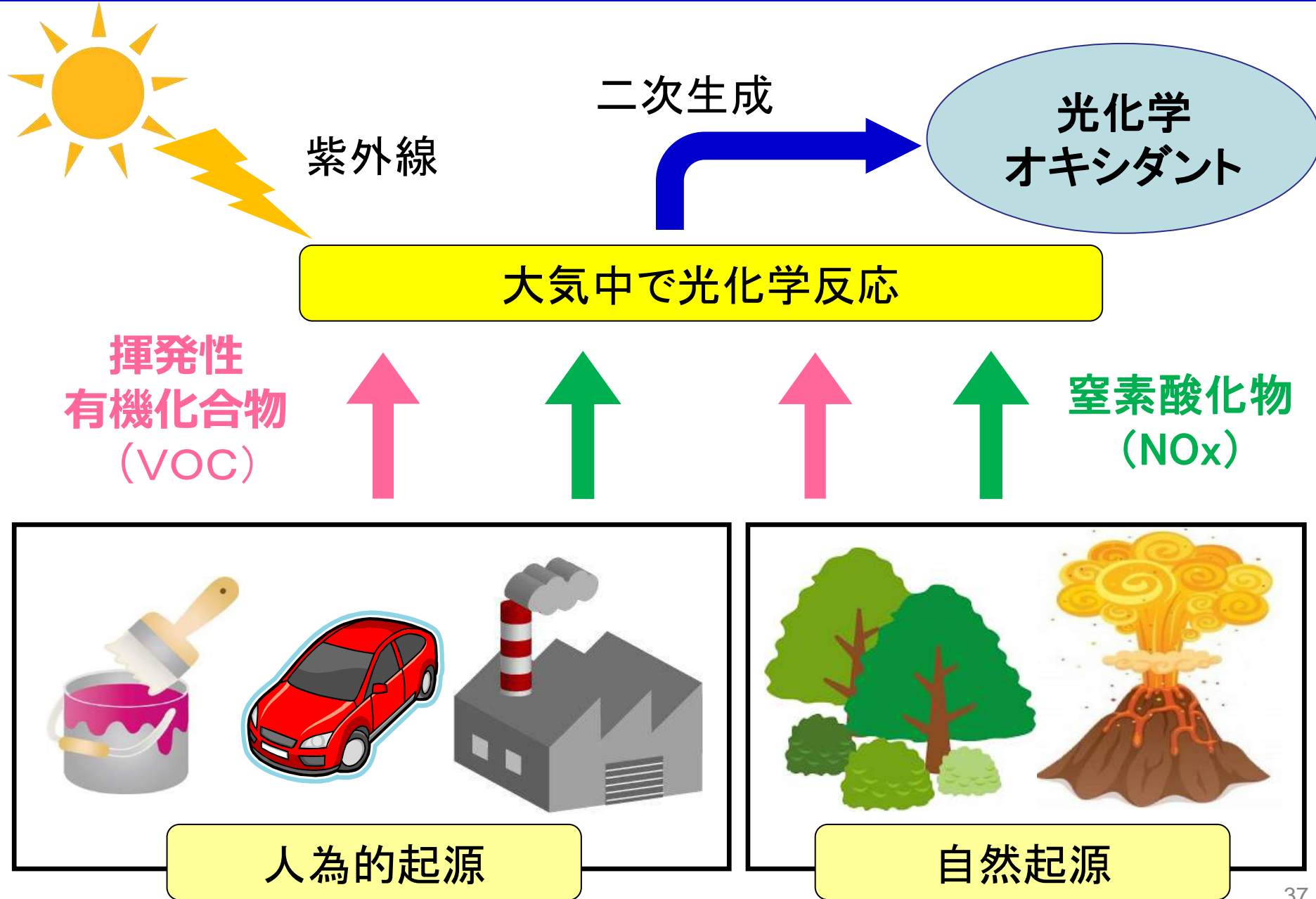
項目	令和2年度	令和3年度
ベンゼン	100% (14/14)	100% (14/14)
トリクロロエチレン	100% (14/14)	100% (14/14)
テトラクロロエチレン	100% (14/14)	100% (14/14)
ジクロロメタン	100% (14/14)	100% (14/14)

## ○ダイオキシン類の状況（環境基準達成率）

環境基準：年間平均値  
0.6 pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下

項目	令和2年度	令和3年度
大気中のダイオキシン類	100% (20/20)	100% (19/19)

# 光化学オキシダントの発生原因



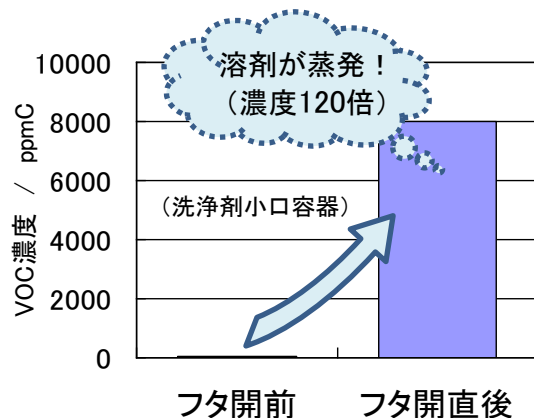
# 夏季のVOC対策

事業者の  
皆様へ

VOCの排出を削減することは、大気環境の改善につながるだけでなく、  
有機溶剤購入費の削減や作業環境の改善といったメリットもあります。

メリット  
1

## ムダな蒸発を防いで 有機溶剤購入費の削減



対策



洗浄槽のフタ閉め



容器のフタ閉め

メリット  
2

## においを減らして 作業環境の改善

- 溶剤の染み込んだウェスなどの廃棄物は密閉保管しましょう。
- 直射日光を避け、風通しのよい場所に保管しましょう。
- 容器の材質は丈夫なものを使い、液が漏れないようにしましょう。



廃棄物容器の密閉

◎ 低VOC製品を積極的に選びましょう。

《印刷》 例：低VOC洗浄剤



印刷業界の制度である「GP資機材認定制度」では、低VOC洗浄剤などの環境に配慮した資機材を登録しています。

《塗装》 例：ハイソリッド塗料

既存設備の大幅な変更をせず、VOC排出量を3～6割程度まで抑制が可能となります。

# 大気汚染緊急時対策（光化学オキシダント）

## ○光化学オキシダント監視強化期間

- ・光化学オキシダントの高濃度発生が予想される5月から9月まで、市町の協力を得て、監視・連絡体制を強化
- ・期間中の一定期間には毎朝、当日の光化学オキシダント濃度について予測

## ○光化学オキシダントの濃度が高くなった際の緊急時対策

発令基準に従って、緊急時発令対象地区（※1）ごとに注意報等を発令

緊急時等の種類	発令基準		措置		
	1時間値	気象条件	緊急時協力要請工場（※2）に対する燃料削減	自動車運行に対する措置	その他の措置
注意報	0.12ppm以上	その状態が続くと認められる時	要請 20%	運行の自主規制	学校・住民等に屋外活動等の自粛の呼び掛け
警報	0.24ppm以上		勧告 40%	同上	
重大緊急警報	0.40ppm以上		命令 40%	県公安委員会に対して道交法による交通規制の要請	

※1 緊急時発令対象地区：19地区（35市町）

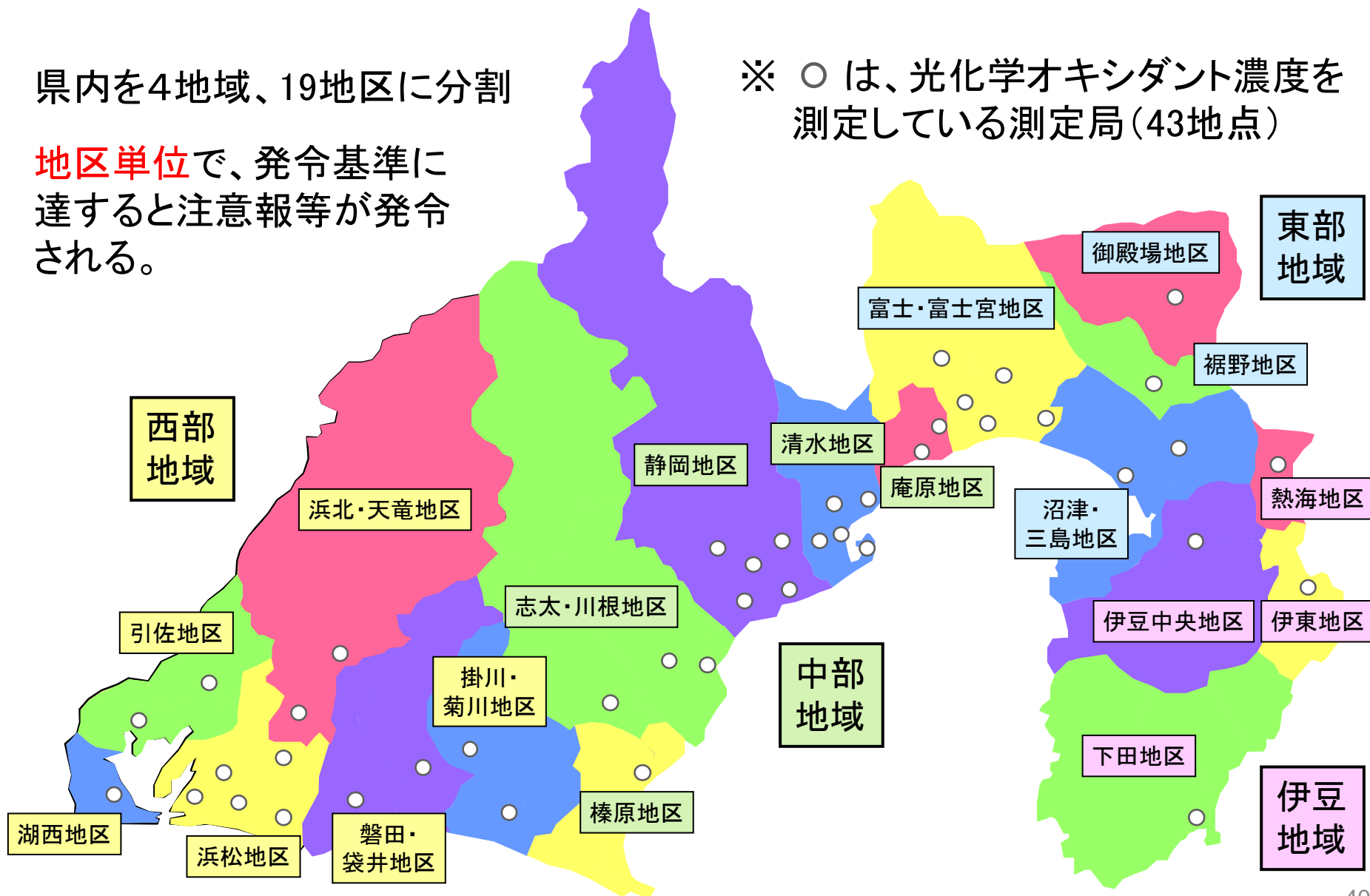
※2 緊急時協力要請対象工場：58工場（令和4年度）

# 光化学オキシダント注意報等発令地区

県内を4地域、19地区に分割

地区単位で、発令基準に達すると注意報等が発令される。

※ ○ は、光化学オキシダント濃度を測定している測定局(43地点)





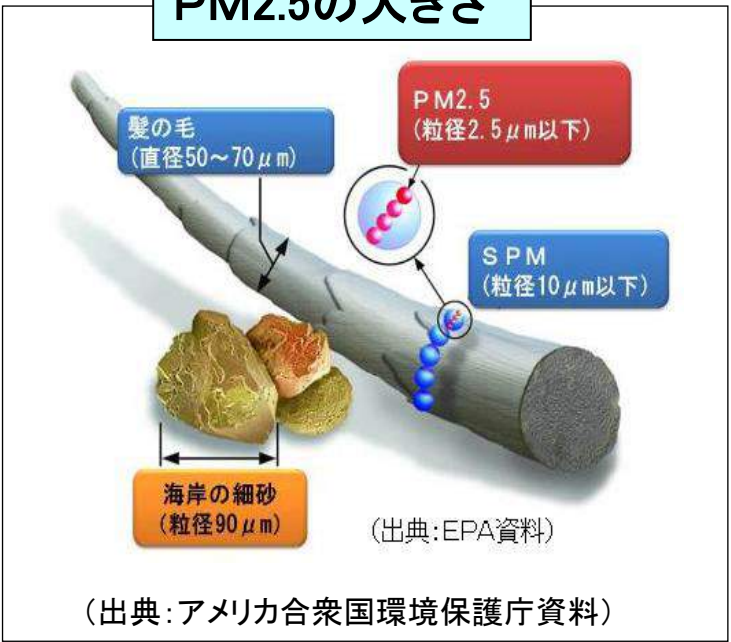
# 光化学オキシダント注意報発令実績

## ○ 注意報発令日数及び地区数

年度		5月	6月	7月	8月	9月	合計
H27	日数	0	0	0	0	0	0
	地区数	0	0	0	0	0	0
H28	日数	0	0	0	1	0	1
	地区数	0	0	0	1	0	1
H29	日数	1	0	0	0	0	1
	地区数	3	0	0	0	0	3
H30	日数	0	0	0	1	0	1
	地区数	0	0	0	1	0	1
R元	日数	1	0	0	0	0	1
	地区数	1	0	0	0	0	1
R2	日数	0	0	0	0	0	0
	地区数	0	0	0	0	0	0
R3	日数	0	1	0	1	0	2
	地区数	0	1	0	2	0	3
R4	日数	0	0	0	0	0	0
	地区数	0	0	0	0	0	0

# PM2.5の発生源

## PM2.5の大きさ



## 越境汚染



大陸からの移流

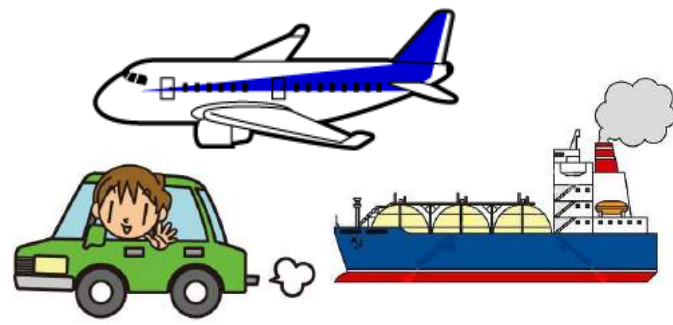
## 自然起源



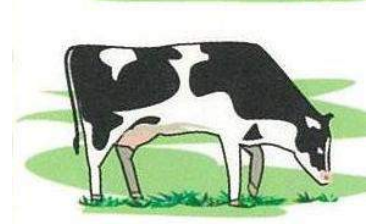
火山、森林、海洋など



## 人為起源



工場、自動車、航空機、船舶、畜産等



# PM2.5対策

○ 静岡県22か所、静岡市9か所、浜松市9か所の合計40か所にPM2.5の自動測定機を設置



○ 24時間、365日の常時監視

○ 「静岡県大気汚染常時監視システム」ホームページに  
・1時間の速報値を公表

ホームページアドレス

<https://taikikanshi.pref.shizuoka.jp/>



# 注意喚起情報

## ○ 国の暫定的な指針

1日平均値が国の暫定指針値( $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ )を超えることが予測されるとき

## ○ 県の判断基準

判断の時間帯	判断基準	解除基準
午前中の早めの時間帯 (午前8時頃発表)	県内40測定局における午前5時から7時までの1時間値の平均値が2か所以上で $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 超	2時間連続で $50 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
午後からの活動に備えた時間帯 (午後1時頃発表)	県内40測定局における午前5時から12時までの1時間値の平均値の最大値が $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 超	2時間連続で $50 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

○ 「静岡県大気汚染常時監視システム」に注意喚起情報を掲載

○ 市町、教育委員会、報道機関等に注意喚起情報を提供

### <注意喚起情報の内容>

「本日は、PM2.5の1日平均濃度が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える可能性があります。」

- ・ 屋外での長時間の激しい運動や不要不急の外出は避けましょう。
- ・ ぜん息やアレルギーをお持ちの方は、より慎重な行動を心掛けましょう。

# 冬季の大気汚染対策

事業者の  
皆様へ

冬季は大気がよどみやすく、暖房機器の使用等により、PM2.5の原因物質である窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)等の濃度が高くなる傾向があります。  
大気汚染物質の削減のため、身近な取組から始めましょう。

環境に配慮した発注、運搬等を実践しましょう。

- 物品配送や廃棄物搬出を依頼する際は、低公害車を導入しているなど環境に配慮している事業者に依頼しましょう。
- 自ら配送を行う場合も、エコドライブを実践しましょう。

機器の更新時は環境負荷の少ない機種を選定しましょう。

- 機器を更新する際は、燃費性能や大気汚染物質の排出量など、環境負荷の少ない機種を選びましょう。

※ ボイラーなどの燃焼機器を使用されている事業者の皆様は、次の取組もお願いします。

機器の点検やこまめな清掃を実施しましょう。

良質な燃料へ転換しましょう。

# 冬季の大気汚染対策

県民の皆様へ

ウォームビズを実践しましょう。

- 室内空調は20℃設定を心掛けましょう。使わない部屋の暖房はOFF！
- 体幹をあたためましょう。首まわりや足もとを温めると効果的です。
- 窓やドアから、あたたかい空気が逃げない工夫をしましょう。



環境にやさしい運転(エコドライブ)を心がけましょう。

- 自動車を運転する際は、エコドライブを実践しましょう。



エコ  
ドライブ10  
のすすめ

- 1 自分の燃費を把握しよう
  - 2 ふんわりアクセル「eスタート」
  - 3 車間距離にゆとりをもって、  
加速・減速の少ない運転
  - 4 減速時は早めにアクセルを離そう
  - 5 エアコンの使用は適切に
  - 6 ムダなアイドリングはやめよう
  - 7 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
  - 8 タイヤの空気圧から始める点検・整備
  - 9 不要な荷物はおろそう
  - 10 走行の妨げとなる駐車はやめよう
- (出典:エコドライブ普及連絡会)

環境に配慮した移動手段を選択しましょう。

- 公共交通機関を利用しましょう。
- 天気の良い日には、自転車利用で健康増進を図りましょう。





# 大気汚染防止法に係る相談・問合せ窓口

○政令指定都市(静岡市、浜松市)・施行時特例市(沼津市、富士市)  
⇒ 当該市の環境保全担当課へ直接連絡願います。

○政令指定都市、施行時特例市以外の市町

県担当課	管轄市町
東部健康福祉センター 生活環境課 TEL : 055-920-2136 MAIL : kftoubu-yakukan@pref.shizuoka.lg.jp	三島市、熱海市、伊東市、御殿場市、裾野市、伊豆の国市、伊豆市、下田市、富士宮市、清水町、長泉町、函南町、小山町、東伊豆町、河津町、南伊豆町、西伊豆町、松崎町
中部健康福祉センター 環境課 TEL : 054-644-9268 MAIL : kfchuubu-kan@pref.shizuoka.lg.jp	焼津市、藤枝市、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町
西部健康福祉センター 環境課 TEL : 0538-37-2250 MAIL : kfseibu-kankyous@pref.shizuoka.lg.jp	磐田市、袋井市、掛川市、御前崎市、菊川市、湖西市、森町
県庁 生活環境課 TEL : 054-221-2253 MAIL : seikan@pref.shizuoka.lg.jp	



御清聴ありがとうございました